

議案第64号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更に伴う協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月19日提出

大田原市長 相馬 憲一

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議書

佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年10月1日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

令和5年 月 日

大田原市長 相馬 憲一

栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「那須地区広域行政事務組合 佐野地区衛生施設組合」を「那須地区広域行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。